パレスチナ情勢に関する意見書

１０月７日，ハマス等パレスチナ武装勢力がガザ地区からイスラエルに向けて多数のロケット弾による武力攻撃を行い，またイスラエルからもガザ地区への空爆，地上侵攻などが行われ，即時停戦を求める国際世論にもかかわらず紛争が続いています。

また，昨年２月に勃発したロシアのウクライナへの軍事侵攻では，今なお大きな惨劇が続いており，ここでも被害を受けるのは弱い立場の女性や子どもであります。

こうした中，国連総会は１０月２７日の緊急特別会合において，人道的休戦を求める決議案を採択しました。

人道的休戦を求める多くの国の声や,パレスチナ情勢が悪化していることを踏まえると，速やかな人道支援や停戦が求められています。

よって政府（国）におかれては，次の事項を実現するよう求めます。

１．直ちに停戦を求めること。また，停戦に至るまで人道危機に直面する人々の生活を守るよう求めること。

２．イスラエルや中東諸国との日本独自の関係を生かして，停戦及び人道支援の実施に向け，国際社会や本年のＧ７議長国として議論や動きをリードすること。

上記のとおり，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

２０２３年（令和５年）１２月１８日

福　山　市　議　会